年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会 平成27年12月24日答申分

○答申の概要

 (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの
 2件

 厚生年金保険関係
 2件

 (2) 年金記録の訂正を不要としたもの
 1件

 国民年金関係
 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500238号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500092号

第1 結論

請求者のA社における平成 21 年 7 月 17 日の標準賞与額を 18 万 4,000 円、同年 12 月 18 日の標準賞与額を 23 万円、平成 22 年 12 月 20 日の標準賞与額を 21 万円、平成 24 年 7 月 26 日の標準賞与額の記録を 19 万円に訂正することが必要である。

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 21 年 7 月 17 日、同年 12 月 18 日、平成 22 年 12 月 20 日及び平成 24 年 7 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成23年7月20日の賞与支払日を同年7月19日に、標準賞与額を11万1,000円から18万円に、同年12月20日の賞与支払日を同年12月16日に、標準賞与額を13万8,000円から18万円に訂正することが必要である。

訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年7月19日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年7月17日

- ② 平成21年12月18日
- ③ 平成22年12月20日
- **3** 十成 22 中 12 万 20 日
- ④ 平成23年7月19日 ⑤ 平成23年12月16日
- ⑥ 平成24年7月26日

A社から請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、請求期間①、②、 ③及び⑥に係る標準賞与額の記録が無い。

また、請求期間④及び⑤については、平成23年7月及び同年12月の標準賞与額が低く記録されており、賞与支払年月日も相違しているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②、③及び⑥については、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しによると、請求者は、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年12月20日及び平成24年7月26日において、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額又は請求 者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のい ずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び⑥の標準賞与額については、前述の賞与明細書の写しにより確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、請求期間①は18万4,000円、請求期間②は23万円、請求期間③は21万円、請求期間⑥は19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成21年7月17日、同年12月18日、平成22年12月20日及び平成24年7月26 日に支給した賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当 時。平成22年1月以降にあっては、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保 険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び 周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの 厚生年金保険被保険者の賞与額等に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについ ては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間④及び⑤について、年金事務所が保管する平成23年7月及び同年12月に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、事業主は、同年7月分の賞与を同年7月20日に支給した旨の届出(標準賞与額は11万1,000円)、同年12月分の賞与を同年12月20日に支給した旨の届出(標準賞与額は13万8,000円)をそれぞれ提出していることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しによると、請求者は、平成23年7月19日及び同年12月16日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる一方で、現在記録されている同年7月20日及び同年12月20日に係る賞与の支給は確認できない。

また、A社の事業主は、前述の賞与支払届について、賞与支払年月日及び賞与額を誤って届け出た旨回答している。

したがって、平成 23 年 7 月の標準賞与額に係る記録については、賞与支払年月日を同年 7 月 19 日、標準賞与額を 18 万円に訂正し、同年 12 月の標準賞与額に係る記録については、賞与支払年月日を同年 12 月 16 日、標準賞与額を 18 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成23年7月19日及び同年12月16日に支給した賞与について、請求者に係る厚 生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者賞 与支払届を年金事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、年金事務所は、請求 者の同年7月19日及び同年12月16日に係る厚生年金保険料(平成23年7月及び同年12月 に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行ってお らず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ る。 厚生局受付番号 : 九州(受)第1500237号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500093号

第1 結論

請求者のA社における平成12年12月1日から平成14年10月1日、平成15年4月1日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、平成12年12月から平成14年9月までは13万4,000円から16万円、平成15年4月から平成16年5月までは13万4,000円から17万円、同年6月から同年8月までは13万4,000円から16万円、同年9月から同年12月までは12万6,000円から16万円、平成17年1月から同年8月までは12万6,000円から19万円、同年9月は15万円から19万円、同年10月から平成18年8月までは、15万円から20万円とする。平成12年12月から平成14年9月までの期間及び平成15年4月から平成18年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成12年12月から平成14年9月までの期間及び平成15年4月から 平成18年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標 準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年12月1日から平成19年9月1日まで

ねんきん定期便で確認したところ、請求期間について、標準報酬月額が実際の給与支給額と 比べて低い額となっている。保管しているA社の給料明細書(以下「給料明細書」という。)を 提出するので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した請求期間のうち平成 15 年 8 月分から同年 12 月分及び平成 16 年 8 月分を除く期間に係る給料明細書によると、当該期間の給与から控除された厚生年金保険料は、請求期間の大部分において、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額であったことが確認できることから、請求者は請求期間の標準報酬月額を厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと主張している。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正 及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は 請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、請求期間のうち、平成 12 年 12 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間及び 平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者 が保管する給料明細書により確認又は推認できる請求者の給与支給額及び厚生年金保険料の 控除額から、平成 12 年 12 月から平成 14 年 9 月までは 16 万円、平成 15 年 4 月から平成 16 年 5 月までは 17 万円、同年 6 月から同年 12 月までは 16 万円、平成 17 年 1 月から同年 9 月まで は 19 万円、同年 10 月から平成 18 年 8 月までは 20 万円とすることが妥当である。 なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 元事業主からは、平成12年12月から平成14年9月までの期間及び平成15年4月から平成18 年8月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、給与明細 書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の 標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認 できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておら ず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告 知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づ く厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成14年10月1日から平成15年4月1日までの期間及び平成18年9月1日から平成19年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者が保管する給料明細書により確認できる請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額はオンライン記録上の標準報酬月額と比較し、低額又は同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500230 号 厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500053 号

第1 結論

昭和56年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年4月から昭和61年3月まで

私は、20歳から未納の国民年金保険料5年分が一括納付できると電話で聞き、昭和61年5月頃にA市B区役所C出張所(当時。現在はD出張所)の窓口で約35万円を納付した。しかし、平成19年12月にE社会保険事務所(当時)で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、請求期間が未納となっていることを知り、驚いた。その後、国民年金保険料を遡って納付できる期間は2年分だけだったことを知り、さらに驚いた。そうであれば、2年分の納付記録だけでも残っているはずなのに、それもないことから、C出張所の窓口担当者に強い不信感を持ち、着服等の事件性を感じている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和61年5月頃、請求期間に係る5年分の国民年金保険料として、約35万円をA市B区役所C出張所の窓口で一括納付したのに未納と記録されており、過年度納付が可能な2年分すら未納となっていることに事件性を感じると陳述している。

しかしながら、A市B区役所D出張所は、該当するような着服等の不祥事による処分案件はなく、請求期間当時窓口で取扱っていた国民年金保険料は現年度保険料のみであり、過年度保険料については、取扱っていなかったと回答している。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を一括納付したとする昭和 61 年 5 月時点において、特例納付は実施されておらず、請求期間の大部分は時効により納付できない。

さらに、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿を確認したが、請求期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記載は見当たらず、請求期間の記録が訂正された等の不自然な点も見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録を確認したものの、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていた ことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。